

2020年3月23日

お客さま各位

島田ガス株式会社

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う  
ガス料金および電気料金の取り扱いについて**

島田ガスでは全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金および電気料金のお支払い期限について、以下の通り延長措置を行っています。

**1. 対象のお客さま**

島田ガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および「総合支援資金」の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

**2. 対象となるガス料金**

2020年2月検針分から7月検針分

※ 2月分および3月分はお支払い期限が3月25日以降のものに限ります。

**3. 延長期間**

お支払い期限日から1カ月間

**4. お申し出方法**

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となりますので、島田ガス(0547-36-3900)までご連絡ください。

**5. 電気料金について**

SHIZGAS でんきをご利用のお客さまについては、静岡ガスホームページ(<https://www.shizuokagas.co.jp>)をご覧ください。

※2020年6月26日一部追記